

1 いじめの定義

児童・生徒に対して、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人的関係にある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

2 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童・生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼし、いじめを受けた児童・生徒の心に長く深い傷を残すものである。いじめは絶対に許されない行為であり、全ての児童・生徒は、いじめを行ってはならない。

3 いじめ問題への基本的な考え方

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こり得るという認識の下、日常的に未然防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、速やかに組織的に対応する。

児童・生徒の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本として、いじめ問題に取り組む。

- (1) 自己肯定感、自己有用感、思いやりを醸成し、いじめを生まない、許さない学校をつくる。
- (2) 被害児童・生徒を守り通し、児童・生徒のいじめ問題への主体的な取組を促す。
- (3) 教職員の対応力の向上を図り、組織的対応を強化する。
- (4) 保護者、地域、関係機関と連携して取り組む。

4 組織の設置

- (1) 学校は、いじめ問題に組織的に対応する、学校いじめ対策委員会を置く。
構成員：校長、副校長、主幹、生活指導主任、養護教諭、担任、SC
- (2) 学校いじめ対策委員会は、重大事態が発生した場合には、当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。
- (3) 学校サポートチーム（校長、副校長、生活指導主任、SC、交番所長）、町教育委員会、町生活指導主任会、青梅警察（スクールサポーター）、子ども家庭支援センターとの連携を図る。

5 学校におけるいじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止

- ア 「いじめは絶対に許されない」という雰囲気为学校全体への醸成、いじめを生まない学校づくり
- イ 人権教育及び道徳教育の充実による、人権感覚、自尊感情、思いやりの心、コミュニケーション能力の向上
- ウ 日常の教育活動の充実による、自己有用感、達成感の体得
- エ 児童・生徒が主体的に考え議論し、奥多摩町立小・中学校いじめ撲滅宣言を踏まえた主体的な取組の推進
- オ 情報モラル教育の推進、保護者への啓発を通じた、インターネットやスマートフォンによるいじめの防止
- カ 児童・生徒と教職員の温かな信頼関係の構築
- キ 年3回のいじめに関する研修の実施による、教職員の組織的対応力の向上
- ク いじめの発見、早期対応を実現する家、地域との連携強化

(2) 早期発見

- ア 年3回のアンケート調査、日常的な行動観察による実態把握、町教育委員会への報告
- イ スクールカウンセラーによる全員面接、スクールソーシャルワーカーや教育相談室専門員の活用
- ウ いじめ発見後の管理職への報告、学校いじめ対策委員会での情報共有・対応協議

(3) 早期対応

- ア 学校いじめ対策委員会での情報共有、組織的対応の協議
- イ いじめられた児童・生徒及びいじめを知らせてきた児童・生徒の安全確保
- ウ いじめた児童・生徒への毅然とした態度による指導、心の安定の促進、成長支援
- エ いじめられた児童、いじめた児童の保護者への連絡・支援・助言
- オ 関係機関との連携、学校サポートチームの活用
- カ いじめ問題への取組に対する学校評価への位置付け

(4) 重大事態への対処

- いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある事態
- いじめにより当該学校に在籍する児童・生徒が相当な期間、学校を欠席することを余儀なくされている事態
- ア いじめられた児童・生徒の安全確保、教育環境の確保
- イ 事実関係の調査、町教育委員会への速やかな報告
- ウ 保護者への必要な情報の提供

(5) いじめの理解

- ア いじめはどの学校でもどの児童・生徒にも起こりうるという共通認識
- イ いじめの解消は、いじめが止んでいる状態が3ヶ月以上続き、被害児童・生徒及びその保護者が心身の苦痛を感じていないことが確認できた上での判断